

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本地第242号
平成31年3月5日
宮城県警察本部長

宮城県警察コミュニティポリス・サポーター運用要綱の改正について（通達）
コミュニティポリス・サポーター制度については、「宮城県警察コミュニティポリ
ス・サポーター運用要綱の全面改正について（通達）」（平成18年10月20日付
け宮本地第1064号）により運用してきたところであるが、宮城県警察コミュニ
ティポリス・サポーター運用要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤り
のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

警察署の再編整備等により、コミュニティポリス・サポーターの居住地を管轄す
る警察署の変更等があった場合の委嘱に係る規定を追加した。

2 施行月日

平成31年4月1日

別添

宮城県警察コミュニティポリス・サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察コミュニティポリス・サポーター制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

管内に居住する元警察職員（以下「警察OB」という。）の中から、適任者をコミュニティポリス・サポーター（以下「サポーター」という。）として委嘱し、交番・駐在所（以下「交番等」という。）勤務員と連携した協働活動を展開することにより、地域の安全と平穏を確保しようとするものである。

3 運用の基本

サポーターの運用は、サポーターの居住地を管轄する警察署ごとに行うものとする。

4 運用体制

(1) 運用責任者

運用責任者は、警察署長（以下「署長」という。）とし、所属におけるサポーターの運用及び管理を統括するものとする。

(2) 推進責任者

推進責任者は、警察署地域課長とし、運用責任者を補佐するとともに、サポーターとの連絡調整を図るものとする。

(3) 推進担当者

サポーターの居住地を管轄する交番等の所長を推進担当者とし、サポーター宅への訪問連絡、情報交換等により、サポーターとの緊密な連携を図るものとする。

5 委嘱

(1) 署長は、本制度に賛同し、地区警友会長等から推薦のあった警察OBを、サポーターとして委嘱するものとする。

(2) 委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとし、任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(3) 任期中、辞職又は解職があった場合は、後任のサポーターを委嘱するものとするが、その任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 警察署の再編整備等により、サポーターの居住地を管轄する警察署の変更等があった場合は、関係警察署間等で協議して、変更後の署長から新たに委嘱するものとするが、その任期は、再委嘱前の残任期間とする。

(5) 署長は、サポーターの再委嘱に当たり、サポーターの承諾を得て、任期の変更を行うことができる。

6 解職

署長は、サポーターが次のいずれかに該当するときは、サポーターを解職することができる。

(1) 任期途中で本人が辞退したとき

- (2) 心身の故障等により活動に耐えられないと認められるとき
- (3) 法令に違反する行為があったとき
- (4) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき

7 活動内容

サポーターの活動は、ボランティアという趣旨に基づき、次に掲げるものとする。

(1) 情報等の通報・連絡

日常生活において把握した各種事件・事故に関する情報をはじめ、空き家等非行少年のたまり場となる施設、交通事故の発生危険場所等の情報について、110番通報又は交番等への通報・連絡を行う。

(2) 大規模災害発生時における情報提供及び支援活動

大規模災害発生時における自宅周辺の被害状況等を収集及び通報するとともに、地域住民の要望・意見等を交番等に取り次ぐなど、警察官への通報・連絡を行う。

(3) 警察諸活動への積極的な参加

年間を通じて実施される地域安全活動等の各種運動、犯罪情勢等に呼応したキャンペーン等の各種警察行事に参加する。

(4) 自主的な犯罪抑止活動の実施

サポーター相互間や地域警察官との連携を密にし、犯罪情勢等に応じたパトロールや犯罪抑止活動を実施する。

(5) その他地域の安全に寄与する活動の実施

日常生活を通じて交番等に立ち寄り、地域安全情報の交換を行うなど、地域と警察のパイプ役となって、警察業務を側面から支援する活動を実施する。

8 連絡会議の開催

署長は、サポーターとの連携を図るため、次により連絡会議を開催するものとする。

- (1) 連絡会議は、定例会及び臨時会とする。
- (2) 定例会は年1回、臨時会は必要の都度開催するものとする。

9 簿冊の備付け及び記録

署長は、サポーターの委嘱、解職及び活動状況を明らかにするために、次の簿冊を備え付け、記録するものとする。

- (1) コミュニティポリス・サポーター委嘱者名簿（別記様式第2号）
サポーターを委嘱又は解職した都度、記録するものとする。
- (2) コミュニティポリス・サポーター連絡会議記録簿（別記様式第3号）
連絡会議を開催した都度、記録するものとする。
- (3) コミュニティポリス・サポーター特異事案等報告書（別記様式第4号）
サポーターの運用又は活動に関する特異な事案、好事例等について記録するものとする。

10 災害補償

サポーター活動中における受傷事案等に対応するため、サポーターについては、ボランティア保険に加入するものとする。

11 運用上の留意事項

サポーターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) サポーターによる活動は、本人の自主的意思によることを基本としており、法的に何らの権限を有するものではなく、決して強制又は義務付けを行うものではないことを認識させること。
- (2) サポーターが活動中に知り得た関係者の個人情報等については、保秘の徹底に努めさせること。

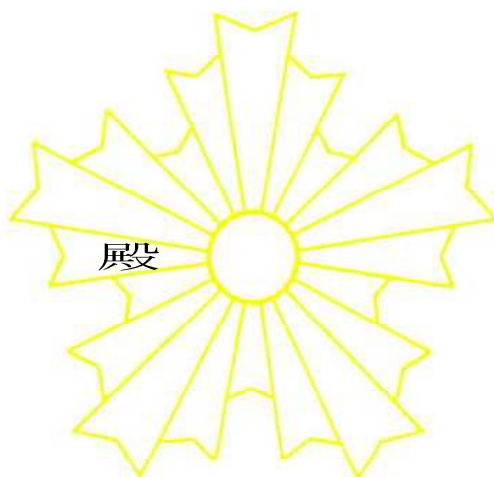
1 2 報告

署長は、サポーターの運用等に関して、次により地域部地域課長を経由して報告すること。

- (1) サポーターを委嘱又は解職したとき
コミュニティポリス・サポーター委嘱者名簿により、速やかに報告すること。
- (2) サポーターの運用又は活動に関する特異な事案、好事例等
コミュニティポリス・サポーター特異事案等報告書により、その都度報告すること。

なお、活動中の受傷事故等についても、コミュニティポリス・サポーター特異事案等報告書により速やかに報告すること。

委 嘱 状



あなたを 警察署コミュニティポリス

・ サポーターに委嘱します。

任期： 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

警察署長 印

別記様式第2号

コミュニティポリス・サポーター委嘱者名簿

【 警察署】

番号	氏名 生年月日(年齢)	性別	住所 (電話)	職業・役職	委嘱 年月日	備考
				元職		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別記様式第3号

コミュニティポリス・サポーター連絡会議記録簿

会議種別	<input type="checkbox"/> 定例会 <input type="checkbox"/> 臨時会
会議日時	年 月 日 () 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分
会議場所	
出席者	警察 人 サポーター 人
会議内容	
本部報告事項	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 月 日報告 (担当)
記録者	地域課 係 階級 氏名

別記様式第4号

宮城県警察本部長 殿
 (地域部地域課長経由)

用	済	後	廃	棄
宮		地	号	外
		年	月	日
		警	察	署
				長

コミュニティポリス・サポーター特異事案等報告書

事案種別	1 特異事案 2 効果的な好事例 3 事故・受傷事案
取扱年月日時	年 月 日 () 午前・後 時 分頃
取扱(発生)場所	
該当サポーター	住所 職業 氏名 年齢
事案の概要	
処理結果	